

## 第4章 「竹島一件」をめぐる日朝交渉

前章で述べたように、鳥取藩米子の町人大谷・村川両家は、1625年以降ほぼ毎年輪番で「竹島」（鬱陵島）に渡り、主にアワビ漁やアシカ猟、材木伐採等を行っていた。

ところが1692（元禄5）年に「竹島」に渡海した船が、島の沿岸で漁をしている多数の朝鮮漁民に遭遇し、様子をうかがったものの“多勢に無勢”と漁をあきらめて引き返してきた【注1】。その翌年の渡海でも同様に漁にならなかったため、2年続けての事態に危機感を強めた渡海船の船頭らは、同島に来ていた朝鮮人漁民2人（安龍福と朴於屯）を証人として米子に連れ帰り、鳥取藩に善後策を願い出た。これが「竹島一件」と呼ばれる外交事件の発端である（1693年～1699年）。

以下この章では、事件からほぼ30年後にまとめられた対馬藩の詳細な一件史料集である『竹嶋紀事』（1726〔享保11〕年成立）に拠りながら「竹島」（ウルルン島／鬱陵島）をめぐる日朝交渉の顛末を見ていきたい。なお『竹嶋紀事』からの引用は、内田文恵氏らによって全文が翻刻され島根県竹島問題研究会『竹島問題に関する調査研究最終報告書・資料編』（2007年）に収載されているテキスト（以下「竹島研究会本」と略称）に拠った。

\* 朝鮮側の史料も読み込んだ『竹嶋紀事』の批判的検討や事件の総合的な再構成は今回していない。

また本稿での検討は参照できた文献史料に限っており、地図資料についての検討は行っていない。

### 4-1 日朝交渉の開始までの経緯

#### 江戸幕府の最初の指示

「竹島」に渡った日本船が異国人を連れ帰ったこの事件は、ただちに鳥取藩国元から同藩江戸藩邸に報告され、そこから幕府へと注進された（元禄6〔1693〕年5月10日）。

届出を受けた幕府は、鳥取藩に対して朝鮮人漁民を長崎に送るよと命じ、また対馬藩に対しては老中・土屋相模守政直から「今後朝鮮人が「竹島」へ来ることがないように朝鮮政府に申し入れよ」と、次のように指示した（5月13日）。

「竹嶋与申所江去年朝鮮人罷越獵仕候故、又々当年人数四十人程罷越獵仕候故、右人数之内式人御捕置、公儀江御案内有之候付、（中略）直後、弥不參候様ニ堅朝鮮表江被仰遣候様ニ御国元江被申越候様ニ与相模守申候、（中略）右竹嶋与申所ハ伯耆守様御領内ニ而も無之、因幡より百六十里程も有之所ニ而御座候、砲之名物ニ而御代々伯耆守様より竹嶋砲 公儀江御献上被成場所之由ニ御座候、」（『竹嶋紀事』第1巻、竹島研究会本 p.28、下線は引用者。以下も同じ）

【解説】上の引用箇所は、対馬藩江戸留守居の鈴木半兵衛が、老中・土屋政直の用人から呼び出しを受けて参上し、用人の小畑元右衛門から申し聞かされた老中＝幕府からの指示内容の部分。ここで老中の用人は「竹島」事件の概要を伝え、朝鮮人の「竹島」通漁禁止を朝鮮政府に要求するよう国元に連絡せよと指示し、その他「竹島」については、鳥取藩領（「伯耆守様御領

内）ではないことや鮑が名産品で代々藩主から幕府に献上されていることなどを説明したのである。なお「江戸留守居」とは、藩の江戸屋敷（藩邸）に常勤して幕府や諸藩との連絡・交渉に当たった役職者のことで「聞番」とも呼ばれた。

#### 対馬藩首脳による議論

上記の幕府の指令が江戸藩邸から対馬藩国元に届いたのは、20日後の6月3日であった。対馬藩国元の家老・杉村采女は「竹島」と聞いて何かの勘が働いたためであろう（竹島を朝鮮ではブルンセミというと言っているが、竹島と書いて朝鮮読みでブルンセミというのか・）と、釜山・倭館の朝鮮語通詞に内々に問い合わせている【注2】。杉村采女のこの書簡はさらに質問を継いで、次のように続いていた。

「鬱陵嶋与申嶋有之候、是を下々之詞ニブルンセミとハ不申候哉、日本ニ而者鬱陵嶋之儀を磯竹と申候、鬱陵嶋とブルンセミハ別之嶋ニ而有之候哉、ブルンセミを日本人ハ竹嶋と申候与申儀者、誰之咄ニ而被承候哉、（『竹嶋紀事』第1巻、p.29。なおこの書簡は5月5日付とあるが、6月の書き誤りであろう）。

この書簡から、対馬藩国元では「竹島」をめぐる日朝の情報に錯綜し真偽見定めがたかった様子が窺えるが、いずれにしても家老・杉村采女は、朝鮮外交に携わってきた対馬藩首脳として幕命に引つかかるものを感じたようである【注3】。

また3ヶ月後の9月4日の対馬藩庁における衆議では、隠居していた前藩主・宗義真が（竹島のことを磯竹島とも言っている）とした上で、対馬藩が「大猷大君」の時（「大猷院」は3代将軍・徳川家光を指すが、正しくは2代将軍・秀忠〔台徳院〕の時）に、幕命によって磯竹島に住んでいた磯竹弥左衛門父子を捕縛して差し出した例（1620年）をあげて、大略次のような“慎重論”を、近習役・加納幸之助を介して披露した。

（幕府が当時竹島を鳥取藩領の島（「日本伯耆之内之嶋」）と考えていたのなら、父子の捕縛は鳥取藩主（「伯耆之太守」）に命じたはずである。そうはせずに幕府が我が藩に捕縛を命じてきたのは（幕府自身が）「朝鮮之竹嶋」と考えていたからのように思われる。そうしたことの次第を一応幕府に問い合わせ、幕府の意向（「思召之程」）をしっかりと確認した上で朝鮮と交渉すべきではないか）（『竹嶋紀事』第1巻、p.36）

前章で触れたように、1614年に「磯竹島」が朝鮮領の鬱陵島であると確認された日朝交渉の結果は、対馬藩はもちろん江戸の幕府も承知しているはずであった。それにもかかわらず、幕府はなぜ今回（朝鮮人が「竹島」に来ないように要求せよ）と、わが藩に交渉を命じてきたのか？幕府は「磯竹島」と「竹島」の類似に気づかないのか？そうではなくすべて承知の上で、なおかつ要求せよと命じているのか？——日朝関係に永年携わってきた前藩主は、幕府の真意を量りかね、戸惑いを感じていたといえるであろう。

しかしこの日の対馬藩庁での議論は、結局のところ前藩主の“慎重論”を採用しなかつ

た。藩首脳たちの議論は「公命」（幕府の命令）によるものであることを前面に立てて交渉に臨めば難しいことにはなるまいという結論となり、参判使（大差使）の派遣を決定したのである【注4】。

その参判使の正使（正官）には家老の多田与左衛門が任命され、その後朝鮮の事情に通じた阿比留惣兵衛に同行が命じられた。また参判使の派遣とその用件内容を朝鮮側に予め知らせるため、先問使・永瀬伝兵衛が釜山に派遣された。

一方日本に連行されてきた2人の朝鮮人漁民は、鳥取藩によってまず長崎に護送され（6月7日鳥取出発、同月30日長崎到着）、長崎奉行所に引き渡されて事情聴取を受けた（7月1日）。その後身柄は対馬藩に引継がれて対馬（島）に護送され、今度は対馬藩による事情聴取を受けた（9月4日。上述した藩庁での衆議の当日）。そして対馬からは日朝交渉に赴く多田与左衛門の一行に伴われて海峡を渡り、朝鮮に送還されていったのである。

#### 釜山での予備交渉の争点

ところで釜山での最初の日朝交渉（対馬からの先問使派遣を受けての予備交渉）で焦点となったのは、事件の舞台となった「竹島」が朝鮮領の鬱陵（ウルルン）島と同じ島のことではないかという疑問ないし問題であった。

通報を受けた朝鮮側は、島のあるという方角や古い地誌などから今回日本側のいう「竹島」は朝鮮領の鬱陵島であろうと予想し、もしそうならそこで朝鮮人を捕らえ参判使をもって送還して来るなど考えられないことであり、使節の派遣は不要であるとした。

それに対し対馬藩側は「竹島」が日本の島（「日本之内」）であることは紛れもないことで、幕府から許可を受けて毎年渡海し島を支配してきた。それを「朝鮮之内」と主張するのは重大事であると突っぱね、併せて今度の使節派遣は江戸幕府の意向によるものであるとも述べ、強いて参判使の受け入れを了承させたのである（『竹嶋紀事』第1巻、p.40~41）。

前に触れたが、対馬藩首脳たちは日本に連行された朝鮮人漁民についての情報を得た早い段階で、事件の舞台となった「竹島」が朝鮮側で「鬱陵島」と呼んでいる島のようにだと気づいていた。またそのことは、日本に連行されてきた2人の朝鮮人漁民に対する長崎や対馬での事情聴取でも裏付けられており、既知の事実になっていたのである。

たとえば長崎奉行所で行われた朝鮮人漁民からの事情聴取の調書（7月1日）には「此度我々共、惣取参候嶋之儀、常ニ朝鮮国にてハムルグセム与申候、日本之内竹嶋与申所之由ハ此度承申候御事」とある（「朝鮮人式人申由」：『竹嶋紀事』第1巻、p.31）。ここに見える「ムルグセム」は、先に家老・杉村采女が釜山に問合せていた「ブルンセム」と発音が近似した「武陵島／蔚陵島」の朝鮮語音と考えられるから、対馬藩でも朝鮮の鬱陵島（「武陵島／蔚陵島」）と「竹島」は同じ島であると予測できたのである。

つまり釜山の予備交渉の場では、日本側が「竹島」と呼ぶ島と朝鮮領である鬱陵島とが同じ島かどうかについて争っているように見えたが、実際には日朝双方にとって「竹島」

と鬱陵島が同一の島であることは「暗黙の前提」となっていたと考えられる。

そこで、これから見ていく「竹島一件」の交渉全体の理解を容易にするため予めその問題点を整理しておくことと次のようにまとめられるであろう。

- ①日本のいう「竹島（または磯竹島）」と朝鮮の「鬱陵島」は、同じ島に付けられた別の呼び名である（「一島二名」）。
- ②鬱陵島＝「竹島／磯竹島」が朝鮮領であり渡航が禁止された島であることは1614年の日朝間の交渉において確認され、対馬藩も幕府も了解していた。
- ③ところがこのたび江戸幕府は、日朝両国間の既にある確認事項（②）を無視して（または気づかずに?）、「竹島」への朝鮮人の渡航を禁止するよう朝鮮政府に要求せよと対馬藩に命じ、対馬藩はその矛盾に半ば気づきながら幕命に従っているのである。

#### 4-2 日朝交渉の開始（第1次交渉）

##### 日朝間の議論の応酬

さて参判使（大差使）となった多田与左衛門の一行は「朝鮮国礼曹参判」に宛てた対馬藩主の書簡を携え、日本から送還される2人の朝鮮人漁民を伴って元禄6（1693）年11月1日に対馬を出船、朝鮮海峡を渡って同日夜釜山港外の絶影島（牧之島）に繋船し、翌2日に倭館入りした。一方朝鮮側で今回の交渉を担当することになった接慰官・洪重夏は、12月7日に東萊府に到着した。

そして12月10日に設けられた茶礼儀（外交儀礼の一つ）の席で、日本側から正式に書簡を手渡すとともに同行していった朝鮮人漁民2人の引渡しが行われ、その後平座に移って早速日朝交渉が開始されたのである。

日朝交渉では、まず参判使の多田与左衛門（対馬藩家老）から、日本領である「竹島」（「日本之内竹嶋」）へ朝鮮から漁に来ているのは「偏御行規緩故与被存候」と朝鮮側の取締りの甘さを責め、今後同様のことが起きないように「弥行規嚴敷可被仰付候」と、朝鮮側が違反者に厳しく対応するよう求めた。

これに対し接慰官の洪重夏は、朝鮮人が「日本之竹嶋」に越境した件については当然処罰の対象となつたものの、今回に関しては「竹島に行ったのは特別に意図したこと（「定而別儀有之而之事」）ではなく、朝鮮の鬱陵島へ漁に行こうとして竹島に行ったものであろう」と弁明した。

ところがこの朝鮮側の弁明を聞きとがめた多田与左衛門は、確かなことは分からないとしながらも「鬱陵島は、以前は朝鮮の支配にあつたが「壬辰之変（\*）後より日本ニ属し」ている、竹島は鬱陵島であると承知している（「竹嶋ハ則蔚陵嶋之由承存候」）、島一つを二つに仕立て一つは竹島、一つは鬱陵島にしておいて、もしこの上竹島へ朝鮮人が来るようなことが起これば大問題である」と高飛車な調子で述べた。

(\*) 引用した竹島研究会本・第1巻にある「壬申之變」は「壬辰之變」の誤植と確認できたので、ここでは訂正して引用した。これは交渉全体の文脈から、1592年(干支は壬辰)に起きた日本の豊臣秀吉軍による朝鮮侵略戦争、すなわち「文祿の役/壬辰倭乱」を指すと考えられる。

しかし接慰官・洪重夏は、この多田与左衛門の論難に対して特には反論せず(総じて遠土、遠島に渡海することは国が堅く禁止していることであり、まして貴国の竹島への渡海は重罪である。今後竹島ばかりでなく鬱陵島へも渡海しないよう厳命するであろう)と述べるにとどまった(ここまでは『竹嶋紀事』第1巻、p.43~44)。

#### 対馬藩の「実効支配論」

ここでの日朝間のやり取りの中で注目されるのは、対馬藩側が「竹島」を朝鮮領の鬱陵島(ウルルン島)であると認めながら、しかしそれは「以前」のことで「壬辰之變」以降日本領となったと主張して、一種の「実効支配論」を展開していることである。対馬藩の多田与左衛門は、鬱陵島を朝鮮領とした1614年の外交取極めがあることを無視して(あるいは知らずに?【注5】)今は日本領だと主張したのである。

なお多田の主張したこの「実効支配論」は、倭館での日朝交渉が正式に始まる以前、釜山での予備交渉の様子を報告した多田与左衛門の書簡(元禄6年11月19日付)に対してもたらされた、次のような国元からの指示に基づくものであった(同12月5日付の返信)。

「鬱陵嶋を日本ニ而竹嶋と申二いたし候而も壬辰之乱後朝鮮より只今迄捨置、日本より年六度〔年久敷か?〕支配彼成来候故、鬱陵嶋二いたし候而も朝鮮国より申分有之間敷候事。土地之變者日本朝鮮斗ニも限申間敷候、已前他国之地に而も、年久敷此方江属し候而ハ此方之地ニ候、委不及申事候、万一鬱陵嶋を日本ニ而竹嶋と申候二いたし候而も不差箇候様ニ御心得候而、接待之節御挨拶又者御返答之文言杯御吟味可被成候」(『竹嶋紀事』第1巻、p.42)

【解説】前段部分の大意は「壬辰之變」後朝鮮国が今まで放置し(「捨置」)日本が支配してきたのだから、「竹嶋」が朝鮮領の「鬱陵嶋」と同一の島であったとしても朝鮮からの言い分は認められない、土地の領有権が変わることは日本・朝鮮間に限ったことではなく、以前は他国の領地でも、長年こちらの支配に属していればこちらの土地なのである、といったところであろう。

#### 朝鮮からの返書

年が明けた元禄7(1694)年正月15日、朝鮮の接慰官の使者として訳官・朴同知らが倭館に來訪し、次のような朝鮮政府の返書の<sup>うつし</sup>写を示した【注6】。

「敵邦海禁至嚴、制東浜海漁民使不得出於外洋、雖敵境之蔚陵島亦以遼遠之故、切不許任意往來、況其外乎、今此漁船敢入貴界竹島、致煩領送、遠勤書論隣好之誼、実所

欣感、海氓獵魚以為生理、或不無遇風漂轉之患、而至於越境深入雜然漁採、法当痛懲、今將犯人等依律科罪」(朝鮮国礼曹參判・権璿からの復書:『竹嶋紀事』第1巻、p.49~52)  
(大意:わが国は厳しい海禁政策(いわゆる鎖国)を実施しており、わが領土である鬱陵島が、遼遠の離島であるからといって勝手に許しているわけではなく、例外はない。今回漁船が貴国領の竹島に行ったのを送還してくれたことは、隣好の誼<sup>よしみ</sup>とはいえ大変にうれしいことである。漁民が漁のとき風にあい漂流することはあっても、境を越え[他国領内に]深く入って漁するのは違法であり、犯人は法律に従って処罰する)

#### 「蔚陵島」の削除をめぐる議論

この返書の内容を検討した対馬藩側は、返書の中に鬱陵島のことが書かれていることを問題にし(日本の竹島に越境しないよう新規に厳しく申し付けるといふ返答で済んでいるのに(日本からの往信にはなかった)鬱陵島のことを書き入れたのは余計ではないか(「不入差出物ニ而ハ無之候哉」))と難詰した。

これに対し訳官の朴同知は(鬱陵島が朝鮮領であることは多くの書物にも書かれており、また朝鮮の庶民も皆知っていることである。ことに竹島に行った者たちが皆鬱陵島に行ったと話していることから扱いが難しい)と、対馬藩側の意向に従えない事情を伝え(朝鮮政府としては、鬱陵島のことを返書に書き入れることで名目だけ朝鮮に残し土地は日本に付けるという便法(「仕方」)を取ったのである。この上鬱陵島という名目まで削れというでは義理も何もないことになる。鬱陵島の名の削除は受け入れられない)と説明した。

しかし多田与左衛門は了解せず、あくまで鬱陵島の書き入れを削除するよう主張し(今度の交渉は幕府が命じたものであり、書簡はもとより何事によらず逐一江戸へ報告し問合せなければならないものである・・)と、この交渉が幕命によるものであることを強調して圧力をかけた。

この強硬な多田の主張に対して朴同知は(竹島に渡海して帰国したといっても、取り調べると一人残らず鬱陵島に行ったと答えることから(島名削除の要求の)受け入れは難しい。この返書の内容は、朝鮮政府の多くの意見を集約し「責<sup>せめて</sup>名目斗<sup>ばかり</sup>を<sup>のこし</sup>残<sup>せう</sup>候談合」に到ってようやく作成できたものである)と、こちらも同じ説明を繰り返し、これ以上の譲歩が困難である理由を述べて譲らなかつた(以上『竹嶋紀事』第1巻、p.46~52より)。

ここまで概略を紹介したように、当初朝鮮政府は、鬱陵島(「竹島」)が朝鮮領であるという“名目”を日本が再確認するなら「竹島」(鬱陵島)を利用する“実”は日本に取らせられることになってもよい、日朝間の領土紛争にするつもりはないと訳官を通じて日本側に伝えていたのであった。朝鮮政府としては、鬱陵島をあえて無人島化する「空島政策」をとってきたという現実を踏まえ、日本との紛争をできるだけ穏便に処理したいと考えていたのである。

しかし対馬藩側の強硬な「実効支配論」に直面した朝鮮政府は(鬱陵島、すなわち(磯)

竹島は朝鮮領である) という既にある日朝間の取極めをあくまで否定しようとする対馬藩側の真意を量りかね、疑心暗鬼を生じて態度を硬化させた。そのために、釜山における日朝交渉は行き詰まってしまったのである。

#### 多田与左衛門の帰国

元禄7(1694)年正月、多田与左衛門は、交渉の進め方についての国元の指示を仰ぐため、釜山に同行して来ていた阿比留惣兵衛に自身の書簡と朝鮮政府の返書の写を持たせて帰国させた。多田はその書簡の中で交渉のあらましを報告し、このままでは「嶋之論之様ニも可罷成候」と述べて、返書を受け取るか否かについての指示を求めた。多田はこの「嶋之論」を突き詰めていけば「竹島」=鬱陵島をめぐる領有権問題に発展し、日朝双方に譲歩の余地がなくなると懸念したのである。

2月8日、一旦帰国した阿比留惣兵衛が釜山に戻り、国元の家老たちから多田与左衛門に宛てた返書をもたらした。その返書には、鬱陵島の名が入ったままの文面では幕府への説明が問題となるからさらに幾重にもよく考えるよう交渉せよとあったが、その上でなお朝鮮側が返書を受け取るようにいうのであれば受け取って帰国せよと書かれていた。

そこで多田与左衛門は、翌日と翌々日の2日間(2月9日、10日)、訳官の朴同知を倭館に呼んで交渉を継続し(幕府は竹島が朝鮮国の鬱陵島であると承知した上で(「竹嶋ハ朝鮮国之蔚陵嶋与公儀二者儘御存知之上ニ而」)この交渉を命じている・・)として、重ねて「蔚陵島」の削除を求めたのである。

しかし朴同知も以前からの弁明を繰り返し、さらに「御捨被成候嶋を日本ニ御ひろひ被成ニ而候様成事ニ候へハ、別而朝鮮之外聞不能成事ニ候」とか、鬱陵島は「朝鮮之国絵図ニ有之事ニ候へハ、名も不残候様仕候儀者唐之聞江も恐申候」などと、国家としての名分や宗主国である中国(「唐」。清帝国のこと)に対して面目を失う恐れのあることを説明して理解を求め、対馬側の削除要求を拒否し続けた。

2月15日、多田与左衛門はやむなく返書の受け取りを決断し「蔚陵島」の島名が入ったままの返書を持って帰国したのである(元禄7年2月22日釜山乗船、同27日対馬府中〔厳原〕着。『竹嶋紀事』第1巻、p.52~60)。

#### 4-3 新たな返書をめぐる交渉(第2次交渉)

##### 多田与左衛門の再派遣

多田与左衛門の帰国を受けて開かれた対馬藩庁での衆議は、持ち帰った返書の内容が「一嶋二名之仕立」になっていることはやはり問題であるという結論になり、この返書のままでは将来に禍根を残すことになりかねないとして、朝鮮側に再度の交渉を申し入れることになった。そして今度も多田与左衛門が派遣されることになり、多田は閏5月13日、

再び倭館に戻ったのである。

また幕府に対しては、釜山での交渉の途中経過を報告するため対馬から家老の平田直右衛門を江戸に出向かせ、老中・阿部豊後守正武に朝鮮国からの返書の写と再交渉が必要となった理由を説明した口上書(\*)とを差し出して説明することになった。

(\*)ここでの「口上書」とは、使者が申し述べる内容を予め書き付けた文書のこと、これを持参して口上と共に相手方に手渡すのが慣行となっていた。これは双方の誤解や連絡ミスを防ぎ後日の証拠ともなる書類なので、口上書に無いことが話されたり内容の違う話になったりした場合は、その場で紙と筆を借りて書き直して渡したり、後で書き改めたものを届けて差し替えたりした。

その口上書の中で対馬藩は、朝鮮からの返書の中に「蔚陵嶋」という島名があるためそれを「不審」として再度交渉することにしたと、大要次のように説明していた。

〈竹島のある方角に朝鮮国の「蔚陵嶋」があるという。竹島を彼国で「蔚陵嶋」というのかどうかはよくわからない(「竹嶋を彼国より蔚陵嶋与申候哉無心元存候」)。竹島がもし「蔚陵嶋」であることが確実になったとしても、朝鮮国が数年捨置き、日本の支配に長年属しているのだから今更申し分はないはずである。しかし朝鮮の「与地図」(『東国輿地勝覧』か)にも「蔚陵嶋」のことが記載されているため、それが日本に属したとなつては「北京并朝鮮国中之外聞」もあるので、朝鮮国としては名だけでも残したいとして「我国之蔚陵嶋」と書き入れたと推察される。

この推察の通りであっても、後になって(事情を知らずに)書面だけ見れば竹島と「蔚陵嶋」は2つの島のように見えてしまうから、竹島へまた朝鮮人が渡り日本側に咎められると、日本の竹島とは知らなかった、朝鮮の「蔚陵嶋」に渡ったなどと返答するようになっては紛争が絶えないことにもなりかねない。そこで紛らわしくならないよう確認しておくため再度の交渉を行なっている(『竹嶋紀事』第1巻、p.64~65)

##### 書き改められた新たな返書

さて釜山での再交渉では、対馬藩側が前回受け取った朝鮮政府の返書を返却し、改めて返書から「蔚陵島」の文言を削除するよう申し入れた。

しかし9月になって朝鮮政府から届けられた新しい返書は、次に見るように対馬藩側の要求を認めず、かえって朝鮮の領有権を明確に主張して日本人の渡航禁止を求める内容に変えられていたのである。

「敝邦江原道蔚珍県有属島、名曰蔚陵、在本県東海中、而風濤危險船路無便、故中年移其民空其地、而時遣公差往来搜檢矣、(中略)・・、而凡其山川紆曲、地形瀾狹、民居遺址、土物所産、俱載於我国輿地勝覧書、歴代相伝、事跡昭然、(中略)・・、而以其産竹、或称竹島、此乃一島而二名也、一島二名之状、非徒我国書籍之所記、貴州人亦皆知之、而今此来書中、乃以竹島為貴国地方、欲令我国禁止漁船更往、而不論貴国人侵涉我境拘執我氓之失、豈不有欠於誠信之道乎、・・貴国辺海之人、無令往来

於蔚陵島更致事端之惹起、其於相好之誼不勝幸甚、・・」（朝鮮国礼曹参判・李睟からの返書：『竹嶋紀事』第2巻、p.76~78）

（大意：我国（「敵邦」）の江原道蔚珍県に「蔚陵」という名の島がある。風波が険しく航路が無い  
ため島民を外に移して空地とし、時々官人を派遣して検分させている。・・その山川の景観  
や地形の広狭、民居の跡や土地の物産に至るまで、すべて我国の『東国輿地勝覧』に記載さ  
れており、固有の領土（「歴代相伝」）であることは明白である。・・（蔚陵島は）竹を産する  
ことから竹島とも称するが、この島に2つの名があることは、我国の書物に見えるだけでな  
く、「貴州」「対馬国／藩」の人々も皆知っていることである。それにもかかわらず今回の来  
書の中に、竹島を日本領（「貴国地方」）となし、我国の漁船の渡航を禁止するよう求めなが  
ら、日本人が我が国境を侵犯し我国の民を捕まえた誤りについて言及しないのは、誠信の道  
に欠けることではないか。・・・日本の辺海の人が蔚陵島に渡航して再び問題を起さないよ  
うに命じてもらえれば幸甚である・・）

この新しい返書の内容は、対馬藩にとってまさに「やぶ蛇」というべきものだったが、  
そのことに加えて今回は、文書の受け渡しに際して事前にその写を渡す慣例が無視される  
という新たな難題が持ち上がった。

すなわち、9月10日に朝鮮側の訳官2人が倭館を訪れ新たな返書の内容について説明  
をしたが、慣例であった写の提示は都（朝鮮政府）からの「差図」であるとして拒否され、  
返書は封のまま渡されることになったのである。

それを知った多田与左衛門は、内容もさることながら朝鮮側の慣例無視は言語に絶する  
仕方であると抗議して返書を受け取らず、先に写を渡すよう求めたが朝鮮側は応じようと  
しなかった（『竹嶋紀事』第2巻、p.81~83）。その後も交渉は続けられたが進展を見るこ  
となく時が経過し、多田与左衛門は倭館での再度の越年を余儀なくされたのである。

なお、その間の11月15日、対馬からの飛船（連絡用の船）によって藩主・宗義倫の  
病死（9月27日死去、享年24）の報が釜山の倭館にもたらされ、翌日朝鮮側にも伝えら  
れた。新藩主には弟の義方（11歳）が就いたが、とくに朝鮮関係については、父親で前藩  
主の義真が後見することになった。

#### 4-4 「竹島」渡海禁止に向けての動き

翌元禄8（1695）年4月、宗義真は、釜山に留まって交渉に当たっていた多田与左衛門  
に帰国を命じたが、その際多田に対して、朝鮮の新たな（2回目の）返書について義真自  
身が「不審」と考える点を朝鮮政府に問い質し、その返答を得て帰るよう指示した。  
そこで多田与左衛門は義真が「不審」とする点を文書にまとめて朝鮮側に提出し、帰国す  
るまでに回答するよう求めた（5月15日：これを「疑問四条」と呼ぶ）【注7】。

しかし6月12日になって届けられた朝鮮政府の回答に納得できるものは何もなく、多  
田は何の成果も得られぬまま帰国の途につかざるを得なかった。こうして釜山における日  
朝交渉は完全に行き詰まってしまったのである。

#### 宗義真の老中への報告

元禄8（1695）年10月、江戸に赴いた宗義真は、対馬から同行させた家老・平田直右  
衛門を老中・阿部正武のもとに遣わし、3年越しの交渉でも解決の見通しが得られていな  
い「竹島一件」の日朝交渉について、朝鮮政府との間で取り交わした書簡の写を添えて報  
告させ、幕府の意向（「御内意」）を尋ねさせた。その際老中へ差出された口上書の中で宗  
義真は、およそ次のように述べていた。

「竹島」へ重ねて朝鮮人が渡海しないようにと申し入れた書簡に対する朝鮮側の返簡  
の文面に「蔚陵島」という文句があり、それはこちらの書簡にはないものだからと削  
るよう申し入れた。ところが引替えに渡された（2度目の）返簡では、「竹島」は朝鮮  
の蔚陵島だから日本の方の渡海を禁止してほしいと認めてあった。そのため交渉が行  
き詰まり、落着しないうちに「対馬守」（前藩主・宗義倫）が死去した。私（宗義真）  
に当分の役儀を仰せ付けられたので、右のことを私から重ねて申し入れる際に（改め  
て）返簡を出すよう申し入れ、（2度目の）返簡は彼国に差し置いて使者を帰国させ  
た。・・（中略）・・私からの新たな申し入れに対する返簡が、もし前と同様の内容だ  
った場合どう答えるべきか（幕府の）御内意を伺いたい。

一昨年「竹島」の朝鮮人2人を送り届けた際、彼らは「因幡府」（鳥取城下）を江  
戸と思ひ込み、「東武」（江戸のことだが、実際には「因幡府」）から長崎まで送った際  
の（鳥取藩の）待遇が結構なご馳走を出すようなものだったことから、その後対馬藩  
が引き取って以降警固を厳しく申付けたことを、將軍の意向（「上之思召」）はそう  
ではないのに対馬藩主が自分の考え（「私之了簡」）でやったことだと申しているよう  
である【注8】。そのため「竹島」に再び朝鮮から渡海しないようにとの申し入れも、い  
よいよもって（幕府の命令ではなく）対馬藩主の私意（「対馬守私之存寄」）によるの  
だと邪推され、右のような（2度目の）返簡が出されたのではないかとと思われる（元  
禄8年11月25日付口上之覚：『竹嶋紀事』第3巻、p.147~148）。

## 老中・阿部正武の情報収集

老中・阿部正武は、宗義真の口上書と一緒に添えられた日朝間で交わされた書簡の写とを検討し、12月中にたびたび家老の平田直右衛門を呼び寄せて対馬藩側から日朝交渉の経過を聴き出しながら種々の書付を提出させた。『竹嶋紀事』によれば、対馬藩が老中に提出した書付には、対馬藩が掌握している「竹島」渡海についての諸々の情報から朝鮮の地誌『東国輿地勝覧』『芝峯類説』にある鬱陵島の記事の抜粋、さらには釜山倭館の人員数などにも及ぶ多種多様な情報が含まれていた。

また12月11日には阿部正武が家老・平田直右衛門と直接面談し、行き詰まっている日朝交渉の打開策を話し合った。その面談で阿部正武は、日本からはこれまで通りとし、また朝鮮人が「竹島」に来て「其通ニ与何となく被仰遣」てはどうかと述べて、対馬藩家老の考えを聞いた。老中の提案は、朝鮮から「竹島」に渡海して来て目をつむり曖昧に済ませるといふ収拾案だったようだが、対馬藩家老の平田はその場で、そんなやり方をすれば双方から「竹島」に渡海して武器・金銀などを交易する密貿易（「御法度之商売」）が行なわれかねないと反対した。「鎖国」政策をとる幕府だけでなく日朝貿易を独占することで藩経済を成り立たせている対馬藩にとっても、密貿易は藩の存立基盤を危うくするものであり【注9】、この老中の提案は受け入れ難いものだったのである（『竹嶋紀事』第3巻、p.153~155）。

## 鳥取藩への照会とその返答

また別に阿部正武は、「竹島一件」のもう一方の当事者である鳥取藩に対しても「竹島」について照会する尋書を渡し（12月24日付）、それに対する返答書の提出を受けた（12月25日。また特に松島については翌年正月25日付の追加の返答書あり）【注10】。

この時の老中と鳥取藩とのやりとりの中で注目されるのは、老中が「因州伯州江村候竹島はいつの頃より兩國江附属候哉」「竹島の外兩國江附属の島有之候哉」と、「竹島」の領有権の所在を問い合わせたのに対して、鳥取藩が次のように返答していることである。

「一、竹島は因幡伯耆附属にては無御座候。伯耆国米子町人大屋九右衛門、村川市兵衛と申者渡海漁仕候儀、松平新太郎領国の節、以御奉書被仰出候旨承候。其以前渡海仕候儀も有之様には及承候得共、其段相知不申候事。

一、竹島廻凡八九里程有之由、人居無之候事。……（中略）……

一、竹島、松島其外兩國江附属の島無御座候事」（『鳥取藩史』第6巻、p.471~472）

【解説】既述したように、幕府は竹島一件の交渉を対馬藩に命じた最初の時点で「竹島」は鳥取藩領ではないと説明しており、ここの引用個所に見える鳥取藩の返答は初めて聞く話ではなかったはずである。しかし日朝交渉が行き詰まりその打開策を模索していたときにそれが改めて確認されたことは、その後になされた幕府の方針転換に影響を与えたのではないだろうか。なお念のため言い添えれば、ここでの「兩國」とは因幡・伯耆の2国、すなわち鳥取藩領を指している。

## 幕府の方針転換

こうして幕府は、日朝交渉の行き詰まりを打開するため多面的に情報を収集・検討し、翌年の年明け早々に（日本からの「竹島」渡海を禁止する）という政治決断を行ったのである。幕府によるこの度の政治決断は、次のような手順を踏んで明らかにされていた。

まず、元禄9（1696）正月9日に老中・阿部正武が対馬藩の家老・平田直右衛門を呼び寄せて直接面談し、大要次のように話して対馬藩側の考えを打診したのである【注11】。

〈竹島のことは元々よく知らなかったが、鳥取藩主（「松平伯耆守」）に尋ねたところ因幡・伯耆両国に付属するというわけでもないとのことである（「因幡伯耆江附属申ニ而茂無之」）。米子町人兩名からの渡海したいとの願い出をそのときの領主・松平新太郎殿が取り次いできたので、以前の如く渡海するように松平新太郎殿へ老中の奉書を与えたものである。……（中略）……。道のりを尋ねたところ伯耆からは160里ほどあり、朝鮮へは44里ほどだということから、それならば朝鮮国の鬱陵島ということもあろうか（「朝鮮国之蔚陵嶋ニ而も可有之候哉」）。それに、日本人が住んでいるとか（朝鮮の島を）日本へ取ったということなら今更返すことは難しかろうが、そのような証拠等もないのだから、こちらから問題にしないよう（「構不申候様」）にしてはどうか。……（中略）……。「鮑取ニ參候迄ニ而無益嶋」のことでこの件がもつれ、長年の通交が絶えることになるのはいかなものか。「御威光」「武威」をかざして筋の通らないことを主張するなどいらざることである〉（『竹嶋紀事』第3巻、p.159）

すなわち阿部正武は、この件はこれ以上問題にしない、幕府が対馬藩に命じた内容と食い違うことになることが重苦しくなるより軽く済む方がよいと語り、対馬藩側の考えを打診したのであった。またそのときに老中が与えた「口上覚」の中では、対馬藩が「蔚陵嶋」の文言削除の要求をしている件について（要求した時の「対馬殿」（前藩主・宗義倫）が死去したことであり、「刑部殿」（宗義真）からは「蔚陵嶋」のことで再度の要求はしないことにしたい）と、削除要求を取り下げようとの意向も示されていた。

その2日後、対馬藩としての返答を携えて家老の平田直右衛門が老中・阿部正武のもとを訪ね、用人の三沢吉左衛門に面談して（「今少シ宜敷いたし方も可有之事」と思われるが異国との交渉ごとなので意のままにはいかず、重苦しくなっては御意向に相違してしまう。軽く済ませようとの御意向と思われるのでそれに従いたい）旨を申し述べた。

対馬藩としては、これまで朝鮮に対して強硬に構えてきた手前もあり、幕府の方針転換に不満を滲ませている感じだが、一方では幕府主導で示された今回の新方針が完全に行き詰まっている日朝交渉打開の手掛かりになると、判断したものと思われる。

なお平田が持参した宗義真名義の口上書には（既に対馬側から書簡によって詳しく申し入れているため、……（今度の）日本漁民の渡海を差し止める件を伝えないわけにはいかな

いが、(また新たに) 書簡で申し入れてはことが重苦しくなるので(「急度ケ間敷罷成候間」)、私の対馬帰国の際に派遣されて来る訳官使に口頭で伝えたい) とする対馬藩側の希望が述べられており、訳官使に申し伝える口上の素案(「訳官江申渡候口上之覚」)が別に添えられていた(『竹嶋紀事』第3巻、p.160)。

#### 「竹島」渡海禁止令

以上によって対馬藩との事前調整を終えた幕府は、同月28日に月番老中・戸田山城守忠昌が鳥取藩の江戸留守居・吉田平馬を呼び出し、以下のような4老中が連署した奉書を手渡して、鳥取藩に「竹島」渡海禁止を下達したのである。

「先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺〔之〕伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉竹嶋江渡海、至于今雖致漁候、向後竹嶋江渡海之儀制禁可申付旨被仰出候間、可被存其趣候、恐々謹言

正月二十八日 土屋相模守／戸田山城守／阿部豊後守／大久保加賀守  
松平伯耆守殿(鳥取藩政史料『御用人日記』元禄9年正月28日条)

上の「竹島」渡海禁止令発令のことは、同じ日に対馬藩の宗義真にも伝えられた。

すなわち、この日帰国の御挨拶のために登城した宗義真は、將軍の御前を下がった後4老中が列座する場で、老中・戸田山城守から「竹島」渡海禁止令を鳥取藩主に下達したことを伝えられたという。その際に手渡された口上書には、次のように書かれていた。

「先年より伯州米子之町人兩人竹嶋江渡海、至于今雖致漁候、朝鮮人も彼嶋江參致獵候由、然者日本人入交無益之事ニ候間、向後米子之町人渡海之儀可差止旨被仰出之、松平伯耆守方江以奉書相達候、為心得申達候 以上(『竹嶋紀事』第3巻、p.163)

これを受けて対馬藩の家老・平田直右衛門は同日中に老中・阿部正武のもとを訪ね、応対した用人の三沢吉左衛門に、①対馬藩から朝鮮側に渡海禁止令を伝えるのは「秋末冬」頃になること(これは既に老中と打合せていたことで、言い方を換えれば、わざわざ使者を派遣して知らせるつもりはないことの確認)、②伝達が終わるまでは鳥取藩の方に渡海禁止令を伝えないで欲しいこと(対馬藩以外のルートで朝鮮側に伝わるのがあっては都合なため)など、念押しと要望を申し述べた(『竹嶋紀事』第3巻、p.163)。

なおこのときの対馬藩側の要望に関連して若干補足すると、鳥取藩が米子の村川・大谷兩人へ「竹島」渡海禁止令を下達したのは、同年8月1日のことである。米子町人への下達の時期が対馬藩の要望を多少とも考慮した結果であるか否かは確認できないが、鳥取藩の『御用人日記』には(藩主が江戸参勤から)帰国したうえで申し渡すよう老中から指示されていたので、今日荒尾修理(成紹。米子城主・荒尾成倫の叔父で後見人)に御奉書の写を渡した旨の記載がある(鳥取藩政史料『御用人日記』、元禄9年8月1日条)。

#### 4-5 竹島一件の到着

前節で述べたように、対馬藩は正月28日に出された「竹島」渡海禁止令について、朝鮮政府に対する通知をすぐには行わずにいた。ところが同年5月に後述する「安龍福来航事件」が起き、そのことを知った対馬藩では「渡海禁止令」通知の遅延と来航事件が結び付けられることを恐れて一時期はその対策に追われたのである。しかし(朝鮮筋のことは対馬藩が唯一の窓口となっているはずである)という対馬藩の幕府に対する説得工作が効を奏し、安龍福らは8月上旬に鳥取からどこへも向かわず日本を離れたため、この来航事件は新たな外交問題に発展する手前で到着した(→補論2参照)。

#### 対馬藩から朝鮮への通知

対馬藩では、正月に老中へ届け出た通り前藩主・宗義倫死去の弔礼と宗義真再任の祝賀のため対馬に派遣されて来た朝鮮の訳官使(司訳院の倭学訳官が正使となった外交使節)に対し、宗義真が直接次のように語って(口頭で)幕府による「竹島」渡海禁止令の件を知らせたのである(10月16日。なおこの時は以酌庵の僧も同席していた)。

「竹島之儀、因幡・伯耆江附属与申事ニ而茂無之、空嶋ニ而伯耆之者罷越漁仕候迄に候所、近年朝鮮人罷渡り入交り如何ニ候故、重而此方之漁民渡海不仕候様ニ可被仰付与之儀、於江戸表ニ被仰渡候」(『竹嶋紀事』第4巻、p.183)

宗義真は訳官使に(「竹島」は因幡・伯耆に属しているわけではない、空島のため伯耆の者が出漁していたまでのこと)と、老中と打ち合わせたとおりに幕府の見解を説明し、このたび江戸表において日本漁民の渡海を禁止する命令が出されたことと伝えたのである。

なおこのとき同時に宗義真は、鳥取藩で起きた「安龍福来航事件」に言及し(当夏朝鮮人11人乗組の船が1艘、訴訟の儀があるとして因幡(鳥取藩領)に渡航して来たという。朝鮮筋の御用は対馬藩一手に仰せつけられているから・・・と、訴訟の理由を聞かずに追い返されたことと御老中から知らされ驚いている)と述べて、対馬藩側から抗議のあったことを朝鮮政府に伝えるよう求めた。

訳官使には「口上覚」2通が手渡されたが、そこには日付も署名もなかった。対馬藩としては(渡海禁止令のことは訳官使に口頭で伝える)と江戸で打ち合わせていたので、正式な文書の形になるのを避けたのであろう。しかし訳官使が真文(漢文)の文書にするよう求めたのでそのとおりに2通作成し、こちらには家老たちが連署して手渡した。

#### 「竹嶋之謝書」の受領

宗義真と面会した訳官使らは、対馬で越年して翌元禄10(1697)年正月朝鮮に帰国し、江戸幕府が日本人に対して渡海禁止令を出したという話を朝鮮政府に報告した。

その報告を受けた朝鮮政府は、正式な書簡を受け取ったわけではなかったが、対馬藩からの求めに応じて礼曹参議・李善溥が返書を作成し、その返書の写は同年4月対馬藩側に示された（この返書を「竹嶋之謝書」と呼ぶ。『竹嶋紀事』第4巻、p.192~194）。

しかし文面の字句について対馬藩側から数カ所の訂正要求が出されたためまたしても交渉が長引く結果となり、「竹嶋之謝書」の正本が手交されたのは1年後であった（元禄11〔1698〕4月10日。返書は倭館の館守に手交され4月13日に対馬府中〔厳原〕に届けられた）。その後「竹嶋之謝書」は家老の平田直右衛門によって対馬から江戸へ持ち運ばれ、6月12日にまず写の方が老中・阿部正武に差し出された。

幕府は届けられた「竹嶋之謝書」の写を検討してそのまま受領することに決め、対馬藩に正本の方も提出させた（7月17日）。そして7月21日に老中・阿部正武が平田直右衛門を呼び寄せ、おおよそ次のように語って江戸幕府の決定を伝えた。

〈竹嶋のことは、もともと彼国の領内との結論になったので御返しになったものである（「竹嶋之儀、元彼国内ニ相極り候故、返し被遣たる事ニ候」）。彼国の方もその通りに考えているから書面に「御礼之心」が薄いのであろう。しかしながら（「竹嶋之謝書」では）「良幸」とも申しており、悦んでいることもうかがえる。・・（中略）・・この一件は最初から將軍の御耳にも達しておりこの度も同様であるが、この通りでよいとのこと（「此通ニ而可然之由」）なので（御城の御祐筆衆が書いた）書付をお渡しする）（『竹嶋紀事』第5巻、p.218）

#### 朝鮮政府の鬱陵島領有の主張

ところで江戸幕府が受領した「竹嶋之謝書」の内容で注目されるのは、その中に次の文言が見られることである。

「鬱陵島之為我地、輿図所載文跡昭然、無論彼遠此近疆界自別、貴州既知鬱陵島與竹島為一島而二名、則其名雖異、其為我地則一也、貴国下令永不許人往漁採、辞意丁寧可保久遠無他、良幸良幸」（礼曹参議・李善溥からの書簡：『竹嶋紀事』第5巻、p.213）

（大意：鬱陵島が我が領土であることは『東國輿地勝覽』にも記載されて明白なものであり、日本から遠く朝鮮に近いなどと論じるまでもなく境界は自ずと別たれている。「貴州」〔対馬国／藩〕も既に知るごとく、鬱陵島と竹島は一島につけられた二つの名前である。その名前は異なっても島は一つ、我が領土である。「貴国」〔日本＝江戸幕府〕の命令によって日本人の渡海・漁採が不許可とされたとの事、その丁寧な言葉と心遣いによって永遠の交隣が保たれることになるであろう。喜ばしい限りである）

一読して明らかなように、この返書は上の引用箇所の前段で「竹嶋」を明確に朝鮮領と主張し、その領有権を再確認している。しかし江戸幕府はその点を問題にすることなく、日本人の「竹嶋」渡海を禁止した際の考え方に従ってこの返書をそのまま受領したのである。「竹嶋一件」の交渉は、この時点で実質的に決着した【注12】。

#### 外交決着の評価をめぐって（まとめ）

ここまで『竹嶋紀事』の記述をなぞる形で前後7年にわたった「竹嶋一件」の日朝交渉の過程を見てきたが、振り返ってみるとこの交渉は、もともと江戸幕府が鳥取藩からの報告をそのまま受け入れ、対馬藩には〈「竹嶋」は鳥取藩領というわけでもない〉と説明しながら「竹嶋」へ朝鮮人を渡海させないよう朝鮮政府に要求させるという、ある意味奇妙な指示によって開始されたものであった（「竹嶋」が鳥取藩領でないとする異国の島である可能性が高く、もしそうなら異国渡海を禁じた幕府の鎖国令に抵触することになり、全く別の問題となったはずである）。

一方、交渉を命じられた対馬藩では、藩の首脳たちが最初から幕府の命令の奇妙さに気づきながら、なぜか幕府に疑問点を問合せることもせず、朝鮮に対しては幕府からの指示であることを前面に押し出しつつ「日本之内竹嶋」という建前で交渉に臨んだのである。

釜山での日朝交渉では、当初朝鮮政府側が早期の穏便な決着を望み、鬱陵島と「竹嶋」とをあたかも別の島であるかのように書き分ける妥協案を提示した。朝鮮政府としては、「空島」にしていた鬱陵島＝「竹嶋」で日本人が漁採しても見ぬふりをするので、これが日朝間の外交・領土問題になるのを避けようと考えたのであった。しかし対馬藩側は、朝鮮政府の返書に書かれた「鬱陵島」の字句の削除にこだわってこの朝鮮側の妥協的提案を拒絶し、朝鮮の領有権を否定する一種の「実効支配論」を持ち出した。そのため鬱陵島＝「竹嶋」をめぐる交渉は安易な妥協を許さない領有権問題に発展し、そこで行き詰まってしまったのである。

元禄8（1695）年の秋、対馬藩から日朝交渉の行き詰まりの報告を受けた幕府は、もう一方の当事者である鳥取藩からも情報を集めてこの問題を検討し直し、翌元禄9年正月に、それまでとは正反対に日本人の「竹嶋」渡海を禁止するという新方針を打ち出して、対馬藩に交渉の幕引きを命じた。幕府は「竹嶋」の領有権問題より日朝の通交関係維持を優先すべき国益と判断し、対馬藩の行っていた交渉に介入して決着を主導したのである。

これに対し対馬藩側は、一時的に幕府の方針変更には不満を持ったようにも見えるが、幕府の新たな渡海禁止令によって膠着していた日朝交渉が終結し、藩財政の支えである日朝貿易への悪影響が未然のうちに取り払われたことの意義は小さくなく、また7年間にわたった交渉の過程を通して（日朝間の通交は対馬藩を唯一の窓口とする）という原則を改めて幕府首脳にアピールできたことは、同藩にとって意味のあることだったと考えられる。

以上のような幕府主導による外交決着について、川上健三は「かくて鬱陵島の問題は、こそくながら一応解決をみることとなった」として遺憾の思いを滲ませているが（前掲書、p.159）、他方大熊良一は「大谷・村川両氏の漁業経営にとっては、大打撃であったろうが、当時の日鮮国交の上には大きなプラスになったものと考えられる。・・（中略）・・この時代において、日鮮友好の基本線をあやまらなかったことは、今日よりみて幕閣の良識として高く評価されるべきものである」と述べている（大熊良一『竹嶋史稿』、p.131~132）。



#### 4-6 「竹島」渡海禁止令後の幕府の取り締まり

ところで「竹島一件」の決着としての「竹島」渡海禁止令は、その後江戸時代の終りまで維持された。幕府は渡海禁止令後の「竹島」への渡航を「鎖国令」に違反した異国渡海すなわち密航・密貿易と見なして厳罰に処し、国家の主権者としての意思を明確に示したのである。

その例としてよく引かれるのが、石見国浜田藩領内で摘発された今津屋(\*)八右衛門の密貿易事件(天保7〔1836〕年。「天保竹島一件」と呼ばれる)とその事件を受けて翌年に出された江戸幕府の御触書である。

(\*)「会津屋」が通説であるが、近年は「今津屋」とする研究文献が多くなっている。ここでは後者に従っておく。

#### 密貿易事件の概要

浜田藩領民の密貿易事件は、浜田の廻船問屋・今津屋清助の子、八右衛門が、浜田藩の家老・岡田頼母の家来で勘定方だった橋本三兵衛に「竹島」渡海の件を相談し、決行すれば藩財政の助けにもなるとして「年々運上(=営業税)可差上旨」を願い出たことがこの発端だった。

やがてこの密航・密貿易の計画は、橋本三兵衛から家老や年寄役・松井凶書にも伝わり、藩首脳の黙許を得た形となって実行に移された。最初の内は実際に「竹島」に密航し、同島の材木や薬草類を持ち帰って密かに売り捌く程度のものであったらしいが、その後次第に規模が拡大し、刀剣類その他を日本から積込んで行って異国で売りさばき、帰りには中国や東南アジア方面の産物までも密輸入するようになったという。

この藩ぐるみともいえる密貿易には大坂の商人たちも出資者として加担し、江戸や諸国で買い集めた刀剣類を運ぶ際には「浜田藩用物之会符」が使われたという。そして浜田藩もこの密貿易によって財政的に潤ったとされている。

しかしこの藩ぐるみの密貿易は、始めてから数年経ったところで露見した。

これは樺太(サハリン島)探検で日本史上有名な間宮林蔵が、幕府の隠密として薩摩に向かう途中で浜田藩領を通りかかり、領内に南方産の木があるのを怪しんで大坂町奉行所に通報したためといわれている。通報を受けて内偵を進めた大坂町奉行所は、1836(天保7)年6月に、関係者を一斉に捕縛して幕府の寺社奉行に引き渡した。また取り調べのため江戸から呼出しをうけた浜田藩の2人の重役、岡田頼母(家老:74歳)と松井凶書(年寄役:33歳)は、それぞれ出頭前に自害した。

事件の判決は、半年後の同年12月に寺社奉行・井上河内守正春から言い渡されたが、事件の発端をつくった八右衛門と橋本三兵衛の2人は死罪となり、その他の関係者(商人や浜田藩の役人)にも追放、役儀取上げ、押込(自宅謹慎)などの処罰が申渡された(以上『浜田町史』および『朝鮮竹島渡航始末記』を参照)

#### 「竹島」渡海禁止の御触書(1837年)

江戸幕府は、上の密貿易事件の後次のような御触書を出し、触書の内容を全国の津々浦々の高札場に掲げて領民に周知・徹底させるよう命じた。

「大目付え/今度松平周防守元領分石州浜田松原浦ニ罷在候無宿八右衛門、竹嶋え渡海致候一件、吟味之上、右八右衛門其外夫々嚴科ニ被行候、右嶋往古は伯州米子之もの共渡海、魚漁等致し候といへとも、元禄之度朝鮮国え御渡しニ相成候以来、渡海停止被仰出候場所ニ有之、都て異国渡海之儀は重キ御制禁ニ候条、向後右島之義は同様相心得、渡海致すましく候、勿論国々之廻船等、海上において異国船にであわざる乗筋等心掛可申旨、先年も相触候通弥相守、以来は可成丈遠沖乗不致様、乗廻り可申候、

右之趣、御料は御代官、私領は領主、地頭より浦方村町共不洩様可触知候、尤触書之趣板札に認、高札場等ニ掛置可申もの也/二月/右之通、可相触候(『御触書天保集成』下巻収載:6302号。下線は引用者)。

注:文末近くの「御料」とは幕府領、「私領」は大名・旗本等の領地のこと。

この御触書の要点は、いうまでもなく「異国渡海」の禁止と異国船(外国船)との接触禁止とを日本全国津々浦々へ徹底させることであるが、その行文の中には間接的ながら江戸幕府の「竹島」(鬱陵島=ウルルン島)についての領有権認識が語られており注目される。

すなわち江戸幕府は、この御触書の下線部前段で「竹島」は元禄期に朝鮮にお渡しになった」と述べ、元禄9年の「竹島」渡海禁止令の時よりも踏み込んで「竹島」が朝鮮領であることを明確に認めているのである。また下線部後段でも「竹島」への渡海は厳禁されている異国渡海と「同様」(=“同罪”)であるとして「竹島」が日本領内ではないことを強調している。

(\*)別の史料であるが、前掲の八右衛門密航事件の関連史料を集めた『朝鮮竹島渡航始末記』(『新修島根県史』史料編・近世下所収)の冒頭に掲げられた文章は「天保七年六月/朝鮮国持竹島江致渡海候もの共、今般大坂町奉行より寺社奉行井上河内守江引渡ニ相成・・」と書き出されている。文書成立の詳細はわからないが、ここでも「竹島」を「朝鮮国持」と認めている。

#### 「松島」の領有権についての認識(まとめ)

これまでの歴史研究によれば「松島」(現在の竹島=独島)が話題になったことは、長い「竹島一件」の日朝交渉の間でもなかったようである。それはこの日朝交渉の発端となったのが「竹島」をめぐる問題だったためであり、また事件の舞台も「竹島」=鬱陵島(ウルルン島)だったからであろう。

当時は鬱陵島=「竹島」でさえ、朝鮮政府によってあえて「空島」にされていた離島である。しかもそこに領民が住んでいないことから日朝両国とも為政者の関心が薄く、両国

の中央政府には「竹島」＝鬱陵島に関する基礎的な情報さえもほとんど無いに等しい状態だった。そんな実情にあった当時、そこからさらに離れた小さな無人島である「松島」が交渉の対象にならず議論されなかったとしても、怪しむに足りないというべきであろう。

ただし、日朝両国の当局者がこの「松島」の存在を知らず、またその情報がまったく無かったというわけでもない。

たとえば後述するように、朝鮮王朝の正史である『朝鮮王朝実録』(『李朝実録』)の『肅宗実録』巻30には、いわゆる「安龍福来航事件」(元禄9/肅宗22〔1696〕年)の当事者・安龍福が鬱陵島に来ていた日本人たちに向かって「松島」とは(朝鮮の)「于山島」のことだ」と主張したとする記事が見える(→補論2参照)。

この記事の中にある「鬱陵島に日本人が渡海していた」という点は史料的な裏付けができず確認されていないが、安龍福が「松島」を「于山島」であると考えていたことは、日本側の史料(隠岐・海士町、村上家文書)でも裏付けられており事実として確認できる事柄である。また『肅宗実録』の記事にある島名の表記が、通常使われる当て字(いわゆる音訳。たとえば隠岐を朝鮮語の漢字音〔音読み〕に従って「玉岐」と書くような)ではなく、日本と同じ文字遣いで「松島」となっている点も注目される。

#### 対馬藩・鳥取藩の認識

また日本側にも、対馬藩と鳥取藩の記録の中に、それぞれ「松島」に言及しているものがわずかながら見出される。

まず対馬藩の記録では、元禄8(1695)年12月に老中・阿部正武が対馬藩家老・平田直右衛門に「竹島」の「外にその方角に島は有るのか」と尋ねたのに対し、家老は「眞ニ者不存候得共、竹嶋之近所ニ松嶋与申嶋御座候而、彼所江も罷越候而漁仕所之由、下々之風説ニ承候」(12月11日:『竹嶋紀事』第3巻、p.154)と答えている。対馬藩の家老は「竹島」の近所に「松島」があることを、自藩領内のことではないためであろう、藩の公的な認識としてではなく「下々之風説」として語っているのである。

一方前にも触れたことだが、鳥取藩の記録にも江戸藩邸から老中・阿部正武へ差し出した返答書の中に「松島」について言及したものがあつた(下の①は元禄8年12月の、②は元禄9年正月の鳥取藩からの返答にあるもの:『鳥取藩史』第6巻、p.472。→注10)

- ①「竹島、松島其外兩國江(江) 附屬の島無御座候事」
- ②「松島は何れの国江附候島にても無御座由承候事」

上の①は、老中から「竹島」の外に因幡・伯耆兩國(この場合は鳥取藩領を意味する)に付属する島はあるかと尋ねられたことに対する鳥取藩の返答であるが、同藩は「竹島」「松島」両島とも因幡・伯耆には属していない、すなわち鳥取藩領ではないと答えているのである(既述)。

次の②は、老中からの尋書の内容は不明だが、特に「松島」についての補足的な問い合

わせがあつたため①の後に差し出されたと考えられている鳥取藩側の記録(覚書)の一節である。ここでは①よりさらに踏み込んで「どこの国にも属していないと聞いております(そのように承知しております)」としている。なおここでの国とは、因幡国、伯耆国というときの国(いわゆる旧国名)であるから、鳥取藩としては「松島」は日本国内のどこの国にも属していない、すなわち日本領ではないと考えていたことがわかる【注13】。

#### 江戸幕府の認識

本章のここまでの記述で、現在のウルルン島(鬱陵島)である「竹島」が江戸幕府の命じた「竹島一件」の外交交渉を経て「竹島」は朝鮮領の鬱陵島であると再確認されたことを見てきた。しかし現在の竹島＝独島である「松島」については、対馬藩も鳥取藩も「竹島」に付随させて簡単に言及しているにすぎず(たとえば「竹嶋之近所ニ・・・」「竹島江渡海の節道筋にて・・・」)その領有権に関しては、両藩でも幕府でもほとんど議論された記録が見当たらない。管見では、鳥取藩の「松島」認識をうかがわせる上述の史料が唯一のものだが、それも「(日本の内の)どこの国にも属していない」と消極的に日本国の領域外であることを示唆している程度である。また当時の日本政府である江戸幕府が「松島」の領有権をどう考えていたか、それを直接知ることのできる文書や記録は知られていない。

以上のことは日本側の史料から知ることのできる幕府や藩の認識であるが、一方朝鮮側には「松島」を朝鮮の史書や地誌に記載されている「于山島」に当てる見解があり、それに従うなら、同島は朝鮮領ということになり無主地や日本領ではないことになる。

ここまでの諸点を総合して考えるなら、江戸幕府が「松島」(現在の竹島＝独島)の領有権をどう認識していたのか、また日朝間でそれがどう認識されていたか等について、史料的裏付けをもって明確に判断することは困難といわざるを得ない。

ただ実効支配論的な観点からいえば、17世紀末に「竹島」渡海禁止令が出されて日本からの渡航が途絶えるまでの70数年間に限っては「竹島」「松島」両島を一体の漁場として利用する米子町人の経済活動がほぼ毎年各数ヵ月間行なわれていたので、その期間についてなら、限定的ながら日本の歴史的権原(領有権の正当性)が主張できるかもしれない。

しかしその場合も公権力(幕府・藩)の関与の程度はごく限られたものであり(例:幕府の1回限りの「渡海免許」発給、鳥取藩による渡航費の一部の前貸し)、統治権の实在の裏付けとなる現地への検分役人の派遣もなく課税もされていなかった(「運上は無之候」。ただしこれを「免税」と解釈すれば、一定程度統治権行使があつたと見ることも可能ではある)、日本の領有権が十全に認められるとまではいえない状況であつた。

加えて「竹島」渡海禁止令から幕末までの約150年間は、それ以前のような「竹島」渡海は行われておらず「松島」単独での渡海も途絶えてしまった可能性が高いので(→補論1)、江戸時代全般を通して「松島」に対する日本の支配が「平穩かつ継続的になされていた」(国際法上の「先占」の要件)と主張できる状況ではなかつたというべきであろう。

【注1】元禄5年は村川家が渡海する順番に当たっていた。「竹島」で初めて多数の朝鮮漁民に遭遇した村川船の船頭が米子に帰着した直後に提出した口上書には、大要次のような内容が語られている(以下は船頭から提出された「<sup>おそれながら口上之覚</sup>」からの要約。本史料は川上健三『竹島の歴史地理学的研究』p.145に収載されている。なお『鳥取藩史』第6巻、p.468にも鳥取藩政史料『控帳』にもとづく同趣旨の史料が収載されている)。

〈3月26日朝「竹島」の内「いか嶋」に着船したところ、既にアワビが大分採られた後だった。不審に思いながら翌朝「浜田浦」という別の浜に廻ると、「唐人」(異国人=外国人のこと)の船が来ていて30人ほどいるのが見えた。彼らの大半は小舟で出かけて行き、2人が残った。そのうちのひとりが「通し」(通詞)で、2人ともこちらの船にやって来たため船に上げて話を聞いたところ、彼らは朝鮮の「かわてん<sup>かわけん</sup> 国村」の者だといった。村川船の船頭が「この島は『公方様』(將軍)より拝領して毎年渡海してきている島である、どうしてお前たちが来たのだ」と尋ねると「この島より北にある島に3年に1度『国主之用』でアワビを採りに来ている、今回は類船11艘で出発したが、島に向かう途中で暴風のために5艘の53人がこの島に流着した、様子を見るとアワビがあったので採っている」と言った。そこで早々に立ち去るように言うと、船が破損しているので修理が出来次第出船すると答えた。こうした問答を交わした後、村川船の船頭らは上陸してかねて残して置いた小舟や諸道具類を調べたが、朝鮮人たちが持ち出して全部なくなっていた。村川船側は21人、朝鮮船側に比べて多勢に無勢であり心細いため、その日の内に「竹島」を出船した。その際、証拠品として朝鮮人の作った串アワビ少々、笠1つ、網頭巾1つ、かうじ(糶)1つを取って来た。船は、4月1日浜田浦に着き、同4日雲津浦(美保関の外港)、翌5日米子に帰った)。

なお鳥取藩では、米子の渡海船が「竹島」現地で朝鮮人漁民に出会ったことを早速幕府に届け出たが、幕府の月番老中・阿部正武からは、朝鮮人が島から(朝鮮本土へ)帰るといふのなら特に何もなくてよいとして(「何の御構も無之儀と被仰出由」)、その旨が鳥取藩側に伝えられてきた(『控帳』元禄5年5月10日条:『鳥取藩史』第6巻、p.468)。

ついでに、翌年以降の「竹島」渡海についても簡単に触れておこう。

元禄6年:朝鮮人2人を連れ帰り「竹島一件」交渉が始まる。同7年:渡海したが難風にあつて島には着岸できずに終わる。同8年:渡海したが異国人が多数見えたため着岸せず、帰りに「松島」でアワビを少々採る(以上、元禄8年12月25日に老中へ提出された鳥取藩の返答書より:『鳥取藩史』第6巻所収、p.472)。

また元禄9(1696)年については、正月28日に幕府から「竹島」渡海禁止令が出されているので、米子からの渡海は行われなかったと推測される。この時の渡海禁止令は、老中から指示があったため正式には8月まで米子町人の両家に伝えられなかったとされるが、すでに前年末から幕府の新しい動きが始まっており(老中から鳥取藩への尋書、「竹島」渡海免許状の幕府への回収など)、おそらく江戸における渡海禁止令の発令の前後に鳥取藩国元へも幕府の内意が伝わっていたものと推測される(→本文・4-4参照)。もしその通りなら「竹島」渡海船への往来切手(船用の通行手形で「船切手」ともいった。「竹島」渡海船に対しては鳥取藩の御船手〔船奉行〕が発

給していた)の手続きは控えられていた可能性が高く、米子の町人に限っていえば「竹島」渡海は断念されていたのではないかと想像される。

【注2】「ブルン・セミ」は、朝鮮漁民の供述中の「ムルグ・セム」と同じく「武陵・島」ないし「蔚陵・島」の朝鮮語の発音を聞取ったものと考えられる。「セミ」も「セム」と同様「島」を意味する朝鮮語〔ソム〕であろう。

【注3】家老の問合せに対する釜山の通詞・中山加兵衛からの返答(6月13日付)は「ブルンセミ之儀嶋達ニ而御座候、・・ブルンセミ之儀者ウルチントウト申嶋ニ而御座候」とするものの、すぐ続けて「ブルンセミ之儀者ウルチントウより北東ニ当りかすかに相見申由承候事」とあり、やや混乱した内容になっている(『竹嶋紀事』第1巻、p.30)。

【注4】対馬藩は、通常的外交交渉についてはそのつど藩士を「裁判」に任じて釜山に派遣し、交渉や問題の処理に当たさせた。しかし重要な連絡事項(將軍の死去や新將軍就任の通知、通信使の派遣要請など)や「竹島一件」のような特別な外交問題が生じた時は、朝鮮国の礼曹・参判(次官に相当)に宛てた対馬藩主の書簡(書契)を携えた使節を派遣した。対馬藩ではこの使節のことを、携えて行く書簡の宛て先から「参判使」と称し、その正使には家老をあてていた。

一方朝鮮側では、対馬から派遣されてくる臨時の使節のことを「差倭」と総称し、その格付けによって「大差倭」「小差倭」に区別して応接(外交儀礼)の格式に差を設けていた。たとえば上述の「裁判」は「小差倭」であり、「参判使」は「大差倭」(これに対応した対馬藩側の呼称が「大差使」)であった。そして「大差倭」が派遣されて来る場合には、首都(漢城:現在のソウル)から「接慰官」を選任して釜山(東萊府)に派遣し応接させる慣例になっていたのである(参照:『通文館志』、巻5「差倭」。また『増正交隣志』巻2「差倭」)。

なお朝鮮王朝の官制は、首相に当たる領議政(位階は正一品)のもとに左議政・右議政(左大臣・右大臣に相当。ともに正一品)などから成る議政府があり、その下に行政実務を担当する六曹(吏曹、戸曹、礼曹、兵曹、刑曹、工曹)が置かれるという機構になっていた。

六曹の内の「礼曹」は、礼楽・祭祀・外交・学校・科擧を担当した官庁で、長官は「判書」(位階は正二品)だが、実務は次官である「参判」(従二品)と三等官の「参議」(正三品)らが執っていた。そして江戸時代の日朝関係においては、この参判(次官)と対馬藩主(外交文書上は「対馬州太守」とが、外交儀礼上同格とされていたのである)。

【注5】対馬藩使節の一行は1614(慶長9/光海君6)年の日朝間の取極めを知らなかった可能性がある。なぜなら多田与左衛門に同行した阿比留惣兵衛と朝鮮側の訳官・朴同知とが行なった内密の話し合いの中で次のようなやり取りが交わされているからである(『竹嶋紀事』第1巻、p.47)。

朴同知:「磯竹島蔚陵嶋ニ而御座候儀者、七八拾年前此方より御国江も申渡、御国よりも御返答共御座候、然共唯今朝鮮より噂仕不被申事ニ御座候、・・」

惣兵衛:「七八拾年以前之事ニ候得ハ両国如何様之仰結共、御国ニ茂存候者無御座候、殊我々事ニ候へハ終ニ不承事ニ候、左様之事無用之儀候得者御咄御無用、・・」

(大意)磯竹島が蔚陵島であることは、7、80年前に御国(=日本)に申入れ(承諾の)返答を得ている。しかし今、朝鮮側からそのことを話題にするつもりはない、・・)

〈7、80年も以前のことであるから、日朝両国がどんな取極めをしようとも、御国(=朝

鮮)の方にも知る人はいないし、われわれも聞いたことがないから、そのようなことを話しても意味がない・・・)

\*ただし阿比留惣兵衛の話の内どこまでが外交交渉術でどこから本心なのか、見極めは難しい。

【注6】当時の日朝外交では、手交される文書は事前に文書の写しを相手に渡し、日朝の実務者間でその文書の内容はもちろん、使われている文字から文書の体裁に至るまでを細かく点検する慣例になっていた。そして必要なら修正や書き直しを求めて交渉が行なわれ、双方の了解が得られたところで正本(正式な文書)が手交されることになっていたのである。

なお釜山の倭館では、常駐した東向寺の僧が外交文書の起草や点検・監察を担当していた。

【注7】「疑問四条」とは、以下の4点の疑問(矛盾点)を朝鮮政府に問いただしたものである(『竹嶋紀事』巻2、p.105~111)。

- ①新しい返書の中で朝鮮政府は鬱陵島へ巡検使(「公差」)を送っているというが、「竹島」に渡海していた米子町人たちは一度も出会ったことがない、それはなぜか?
- ②「竹島」渡海の日本船が過去3度朝鮮に漂着して救助されたが、その時添えられた文書に「犯越犯渉」(領土侵犯)の文字は使われていなかった、それはなぜか?
- ③今回は「一島二名」であるというが、最初の返書では、鬱陵島と「竹島」とをあたかも別の島であるかのように書いていた、それはなぜか?
- ④82年前に日朝間で「磯竹島」は朝鮮領の鬱陵島であると確定していたのに、78年前鬱陵島に出漁し朝鮮に漂着した対馬人は処罰されなかった、それはなぜか?

【注8】対馬藩は、鬱陵島から鳥取藩領へ連行されてきた2人の朝鮮人漁民を朝鮮国へ送還するよう幕府に指示され、その知らせが国元に届いた元禄6年6月の最初の段階から、今度の送還は通常の漂着民の送還とは異質のもので判断していたようである。

『竹嶋紀事』には、江戸藩邸から対馬藩国元へ最初の連絡が入ったことを記した後、2人を受け取るため長崎へ特別に使者を派遣する旨が以下のように記されている。

「尤<sup>もつとも</sup>右朝鮮人平生之漂流与ハ違ひ、質人之様ニ相聞<sup>え</sup>江候故、彼者<sup>かのもの</sup>とも為<sup>うけとり</sup>請取、長崎江御使者<sup>まじこきれせうろう</sup>被差越<sup>は</sup>候、・・・平生之漂流人二者、此方より請取之使者不被遣<sup>つかわまら</sup>候得者、右之訳ニ付被差越<sup>は</sup>候」(『竹嶋紀事』第1巻、p.28)

上の引用によれば、日朝交渉を担当することになる対馬藩は、2人の朝鮮人漁民を「竹島」の事件で捕らえられ日本に連行されて来た「質人」(人質)と理解したのである。対馬(島)からのわざわざの使者派遣は、長崎奉行所から身柄引渡しを受けた後対馬までの護送に万全を期したということであろう。

【注9】日朝の国境に位置する離島の小藩である対馬藩にとって、唯一対馬藩だけが許されていた朝鮮との貿易は藩財政の重要な柱となっていた。したがって朝鮮貿易の独占体制を揺るがす密貿易(「潜商」「抜船」等)は、対馬藩が常日頃から目を配り厳罰で臨んだ重い犯罪行為であった。

対馬藩は十万石格を称していたが、それは同藩が幕府の朝鮮外交を担当(代行)しているという特別な事情と、白糸や高級な絹織物(縮緬など)、薬種(朝鮮人参など)といった朝鮮からの輸入品を日本国内で販売して得た莫大な利益にもとづく藩財政の豊かさによるものだった。対馬藩

の実際の石高は、対馬本島が山がちの地形で米作地が限られていたこともあり、麦を石高に換算しても2千石程度、それに肥前、筑前などに得ていた飛地とを合わせても2万石に満たなかった。

なお白糸とは、絹織物の原料糸となる上質の生糸のことで主に中国から輸入されていた(18世紀半ばまで国産生糸〔和糸〕の品質は、技術的に中国産に及ばなかった)。当時は、オランダ船や中国船が長崎に持ち込む外国産の白糸を日本の生糸商人が買付けていたが、幕府が輸入代金として支払われる銀貨の海外流出を抑制する目的で長崎貿易を制限し始めた17世紀後期以降、国内の白糸は常時品薄気味となった。これに着目した対馬藩では、朝鮮が中国との朝貢貿易で輸入する白糸を釜山の倭館における交易で大量に買付け、それを京都の分糸屋(西陣織の織元に原料糸を供給する商人)の仲間に販売して巨利を得ていたのである。

【注10】本文で引用した元禄8年12月25日付の返答書の外に、翌年正月25日付の別の返答書があった。そのなかで注目されるのは「松島」は因幡・伯耆两国(=鳥取藩領)に属していないばかりか、日本のどこの国にも属していない(突詰めれば「日本領土ではない」ことになる)と認識していたことが示唆されている次のような記述である。

「一、松島<sup>いず</sup>は何れの国江附<sup>(?)つきそうろう</sup>候島にても無御座由<sup>ごまなきよしうけたまわり</sup>承<sup>うけ</sup>候事。

一、松島江<sup>りょうにせうり</sup>狼<sup>り</sup>参<sup>ま</sup>候儀、竹島江渡海の節道筋にて御座候故、立寄<sup>たてよ</sup>狼<sup>り</sup>仕<sup>つかまつ</sup>候。

他領より<sup>りょうにせうり</sup>狼<sup>り</sup>参<sup>ま</sup>候儀は不<sup>うけたまわら</sup>承<sup>う</sup>候事。尤<sup>もつとも</sup>出雲国、隠岐国の者は米子のもと同船にて参候事」(『鳥取藩史』第6巻、p.472)

また別の史料だが、鳥取藩は「竹島一件」が起きた直後に勘定奉行・松平美濃守に対し2度にわたって「竹島」渡海に関する書付を提出している(元禄6〔1693〕年5月および6月。『鳥取藩史』第6巻、p.470~471)。

それを見るとまず5月22日付の書付では、「竹島」までの距離や渡海の仕方、「竹島」でのアワビ漁やアシカ<sup>うんじよう</sup>運上(営業税)は無いこと、「竹島」は無人の離島であり鳥取藩領ではないこと(「竹島ハはなれ島にて人住居ハ不<sup>うけたまわら</sup>仕<sup>う</sup>候。尤<sup>もつとも</sup>伯耆守支配所にてても無<sup>これなく</sup>之候)などが回答され、江戸藩邸で不明の諸点については、国元に照会してから改めて回答するとしている。

その後国元からの報告を受けたと思われる6月27日付の書付では、「竹島」渡海が旗本・阿部氏の取持ちによって「元和4年」(1618年)に始まったことや免許状が(將軍の)朱印状ではなく老中奉書であること、4、5年に一度江戸で將軍への御目見が行われ、その際時服を拝領していることなどが回答され、奉書(渡海免許状)の写を添えるとしている。

【注11】老中・阿部正武が語った内容は『朝鮮通交大紀』(松浦霞沼・編述)には次のように書かれている。これは渡海禁止令を説明した文章としてしばしば引用されているものなので参考までに引用しておきたい(原文の仮名に濁点はない。ルビと注は引用者によるもの)。

「此年〔注：元禄8年〕十月、天龍院公〔注：宗義真〕東武〔注：江戸の別称〕に覬<sup>ま</sup>せらる、よりに執政阿部豊後守に稟<sup>もう</sup>すに、竹島の一款先太守〔注：前藩主・宗義倫〕使をして論談せしむるもの、今既に三年なり、彼国固く竹島を以て其国の地なりとして終に我に聴く事なし、如何といふを以てせらる、翌丙子年〔注：元禄9年〕正月に至り、豊後守<sup>とよし</sup>に竹島の地因幡に属せり(\*)といへとも、また我人居住の事なし、台徳君〔注：2代將軍・徳川秀忠〕の時に

在て米子村の街人其嶋に漁せん事を願ひしに依て是を許されしなり、今其地里を計るに、因幡を去るもの百六拾里許、朝鮮を距る四十里許なり、是皆て彼か地界たる其疑なきに似たり、国家若兵威を以て是に臨まは、何をもとむとしてか得へからさらむ、但無用小島の故を以て好みを隣國に失する計の得たるにあらず、しかも其初是を彼に取に非ざる時ハ、今また是を還すを以て詞とすへからず、唯我人の行き漁するを禁せらるへきのみ、今朝議以前に同しからず、其相争ふてやまさらむよりは、各無事ならむにハしかし、宜しく此意を以て彼國に諭へしといふを以てせらる」(『朝鮮通交大紀』巻8、刊本p.285)。

(\*) 老中・阿部正武が「竹島の地、因幡に属せり」(下線部)と述べたとするこの『朝鮮通交大紀』の記述は、以下の理由から事実と違っていると考えられる。

本文でも触れたことだが『竹嶋紀事』では、江戸幕府が対馬藩に日朝交渉を命じた最初の時点において(元禄6年5月13日)、老中・土屋相模守の用人が「竹嶋与申所ハ伯耆守様御領内にも無之、・・」(『竹嶋紀事』第1巻、p.28)と述べたと記録されており、「竹嶋」が鳥取藩領ではないという認識は当初から幕府首脳の間で共通認識だったと考えられる。『竹嶋紀事』では「竹嶋」は因幡・伯耆両国には属さず鳥取藩領ではない」という認識で終始一貫して記述されており、その点に関しては老中の発言から宗義真の訳官使に対する説明まで矛盾や破綻は見られない。

関連して付け加えるなら、別の書物である『天龍院公実録』(雨森芳洲編、正徳4〔1714〕年に完成)でも、元禄9年正月9日の阿部正武の発言は「竹嶋之地、非謂元風因幡、亦無我人居住之事、・・」(泉澄一・編『宗氏実録』第1巻所収、p.298。「天龍院」は宗義真の法名)と書かれており『竹嶋紀事』と同じ趣旨になっている(編者の雨森芳洲は「竹嶋一件」の交渉を裏方として支えた対馬藩の儒学者)。

以上のことから、元禄9年正月9日の老中・阿部正武の発言の趣旨に関しては『朝鮮通交大紀』より『竹嶋紀事』の記述の方が事実を正確に伝えていると考えられる。

ところで『竹嶋紀事』(享保11〔1726〕年成立)は、もともと対馬藩朝鮮方の越常右衛門が中心となって史料収集を進めていた『分類紀事大綱』の編集過程で副次的に成立した書物である。『分類紀事大綱』は、対馬藩が日朝交渉に際して過去の事例を参照するために整備した一種の外交実務用のデータベースで、過去に日朝間で交わされた文書の写や諸記録(藩の公的な日録・日記類の他に、交渉担当者が個人的につけていた日記や覚書なども使われた)からの抜粋(抜書き)を収集し、それらを検索しやすいよう項目別・年代順に編集した大冊の書物である(全40巻。本編37巻は享保6〔1721〕年、附録2巻は享保12〔1727〕年に完成。他に目録1巻)。収録された文書の写や記録の抜粋は、正確を期して編集後に原史料とつぎ合わせを行い、文言の脱漏や文字の誤写、点画の誤り等がないかを入念に校訂した。

この編集過程で成立した『竹嶋紀事』は、対象である「竹嶋一件」の交渉内容が前後7年間にわたって複雑に展開した事例だったため、収録すべき外交文書の写や諸記録の抜粋の量もきわめて多く、またそれらを単に寄せ集めただけでは交渉の顛末(交渉全体の流れ)がわかりにくいと判断され、最終的に『分類紀事大綱』から切り離して独立の書物に仕立てられたものである(参

照：田代和生『日朝貿易と対馬藩』第5章)。

一方『朝鮮通交大紀』(10巻)は、やはり朝鮮方の儒学者であった松浦霞沼(允任、儀右衛門)によって享保10年に編述された書物で、室町時代の応安元(1368)年から江戸時代の正徳6(1716)年までの、高麗・朝鮮両王朝と日本の通交者の間で交わされた外交文書を集めて解説を加えたものである。この書に収録された外交文書は、真文(漢文)の後に編述者の和文(和訳)が添えられている。ここの注で引用した箇所は、編述者の解説にあたる部分である。

【注12】「竹嶋一件」は、本文で述べたように元禄11(1698)年7月の幕府による「竹嶋之謝書」の受領決定によって事実上の決着したが、その後の日朝間の往復についても簡単に触れておく。

まず、翌元禄12(1699)年3月に対馬藩から阿比留惣兵衛が釜山に派遣され、倭館留守を通して「竹嶋之謝書」が幕府によって受領されその内容が了承された旨を朝鮮側に伝えた。同年5月4日、朝鮮側の訳官・朴僉知が倭館を訪れ「竹嶋一件」が解決したことについて朝鮮政府の祝意を伝えてきた。そして同年10月19日、対馬藩の江戸家老・大浦忠左衛門が老中・阿部正武のもとへ参上し「竹嶋之件無残相済、珍重奉存候、・・」という口上書を提出して最終報告を行ない、12月30日には老中から対馬藩に対し同藩の最終報告が將軍によって了承された旨が伝えられた。こうして「竹嶋一件」は残らず落着いたのである。

【注13】川上健三は、本稿で引用した①の「兩國」と②の「何れの国」(→注10)との違いを認めず、②の方も「鳥取藩領」という意味だと解釈している。その部分を引用すれば次のとおりである。

「これらにいう『兩國』とか、『何れの国』とかいうのも、鳥取藩の所領である因幡・伯耆のいずれの国にもという意味であることは、その返答が『竹嶋之外松嶋と申嶋因幡伯耆國へ附属之嶋に候哉』とのお尋ねに対するものであったことからみても明らかである」(川上健三『竹島の歴史地理学的研究』、p.85。下線は引用者)

しかし「何れの国」を「因幡伯耆兩國」の意味だとする川上の解釈は誤っていると思う。

なぜなら川上の引用した史料でも「松島へ何れの国へ附候嶋にても無御座由承候」となっており、本稿での引用した『鳥取藩史』収録の史料とわずかな字句の違いは見られるものの、同じく断定を避けた“伝聞”の情報として書かれているからである。これは①の「・・兩國江附属の島無御座候事」という“断定”した表現とは明らかに異なる書き方で、この両者の表現の違いに注意すべきだと考える。

すなわち①は、因幡伯耆の兩國を領地とする鳥取藩が自藩領のことであるから断定できているのに対して、②の方は、因幡伯耆兩國以外の国々も含めた日本の内の“何れの国”にも・・という意味なので「・・由承候」と“伝聞”の形にして“断定”を避けたと理解すべきであろう。この箇所がもし川上のいうように「鳥取藩の所領である因幡・伯耆のいずれの国にも」という意味だとしたら、①と同じように「・・無御座候」と断定したはずである。

試みに以上のニュアンスを汲み取って本文の②を現代語に意訳するなら「松島は因幡・伯耆の兩國に附属しておらず、また(他国のことについては断定できませんが)日本国内の何れの国にも属していないと聞いております(そのように承知しております)」となるであろう。

## [コラム]「竹島」渡海の実例 (寛文6年の事例)

実際の「竹島」渡海はどのように行なわれていたのだろうか。ここではたまたま渡海船が「竹島」からの帰路で遭難し、朝鮮に漂着して乗組員や積荷の記録などが残されたためやや詳しくわかる寛文6(1666)年の場合を再現してみよう。

この年は、大谷家の順番にあっていた。船は13反帆の船2隻【注1】、乗組人数は大谷九右衛門の手代・次郎兵衛(35歳)を上乗(総指揮者)とする総勢50人だった。なお後年には、船は毎回1隻、人数は22人程度になったという。

2月3日米子を出帆し、出雲国雲津を経て同13日隠岐に着いた【注2】。渡海船はここで順風を待ち、4月6日に隠岐を出帆し翌々日「竹島」に着いた。

無人島化されていた「竹島」には、大竹や樺、松、桐などの大木が密林をなし漢方薬になる人参や各種の薬草類も自生していたので、大木を伐採したり薬草類を薬種として採集したりした。また海岸では主にアワビを採り、それを串アワビや丸干しアワビ等に加工した。さらに「竹島」と「松島」の海岸はアシカ類の繁殖地となっていて季節的に夥しい頭数が集まって来ていたので、鉄砲(藩から7、8丁を借っていた)を使ったアシカ猟を行ない、皮を剥いで加工したり獣油をとって樽に詰めたりした。

「竹島」には浦ごとに小屋が建てられ、漁撈に使う小舟や道具類は帰る時小屋に保管していた。航海にかかる経費の一部は「御城銀」(藩からの前借り。寛文3年の例では丁銀1.5貫目)で賄い、その分は帰帆後藩に串アワビ等を納めて清算していた。またこの寛文6年の渡海では「竹島」現地で15反帆の船1隻を新造している。

帰路は、新造船も加え合せて3隻に分乗して7月3日に「竹島」を出帆したが、翌4日昼頃激しい暴風となって遭難し、新造船の1隻だけが5日の夜に「チャンギリ」という所に漂着した。乗組みの22人は近くの村人らに救助され、通報により出向いてきた役人から事情聴取を受けた後、蔚山を経て釜山に護送された。この漂流民たちは、釜山からは対馬藩によって日本に送還され、翌年2月鳥取藩大坂屋敷に到着した。

朝鮮で救助された乗組員の構成を見ると、上乗1、船頭1、鉄砲打2、アワビ突3、鍛冶2、舟大工・桶大工・樽取各1、水夫10の計22人。またその出身地の内訳は、伯耆国13、隠岐国9であった。漂着船の積荷の内訳は、串アワビ60連、ミチ(アシカ)の皮350張、ミチの油70樽、材木9株であったという。なお、残りの船は行方不明となった。(日付・人名等は「大谷船漂到朝鮮国」：岡嶋正義『竹島考』所収に拠った)

【注1】「13反帆」とは、帆の横幅が帆布13反分ある帆という意味で、これで船の大きさをあらわした。帆布1反の横幅は2~3尺と一定しなかったが、仮に2.5尺(約76cm)で計算すると、13反帆船の帆幅は約10メートルになる。そして帆の大きさと船の大きさはだいたい比例したので、江戸時代の人なら「何反帆の船」と聞けば何石積み(積)の船か、ほぼ見当がついたという。ちなみに17世紀頃の13反帆船は、300~400石船に相当したようだ(須藤利一編『船』p.169~172)

【注2】隠岐での寄港地は島前・西ノ島の波止(焼火神社)と島後の福浦。隠岐からはアワビ突きの漁師や水夫などが乗り込んだ。渡海船は、福浦港で強い南風を待ち一気(ひとげ)に大海原を渡ったという。

## 《補論1》「松島」渡海の可能性はあったか

江戸時代の「竹島」渡海禁止令(1696年)の後の「松島」(現在の竹島=独島)単独での渡海、すなわち「松島開発」について、川上健三は次のように述べている。

「開発の事実について積極的な証拠をあげることは困難である。・・・(中略)・・・しかし、松島の所在を知り、また、鬱陵島ほどではないにしても、それがアワビやアシカの漁場として価値あることを承知していた隠岐島民等が、時に応じてこれを利用開発していたことは決して無理な推測ではないと考える」(川上健三『竹島の歴史地理学的研究』、p.192)

この川上健三の「推測」には、その根拠が示されているわけではないので具体的に検討することはできないが、「松島」の自然条件や江戸時代の漁業の実態また当時の航海術の水準から考えて、この「推測」は現実を見ない抽象論、観念論といわざるを得ないと思う。

たとえば「松島」(今の竹島=独島)には、船をしっかりと繫留できる入江もなく真水が得られる適当な水源もない。まさに岩礁群といってよい小さな島である。この「松島」(現在の竹島=独島)の自然条件の厳しさについては、川上健三自身がその著書の巻頭で次のように解説しているのである。

「周囲は断崖絶壁をなし、平地としては、二島間の水道の両側にわずかに二、三箇所の狭小な磯浜があるが、風波のはげしい時には海濤の来襲をまぬかれることはできない。海岸は奇観の洞窟に富んでいるが、船舶の錨泊適地がなく、一朝暴風ともなれば、漁舟すら避難するところもない」(川上健三・前掲書、p.1)

このような自然条件の「松島」に渡航しても、同島単独でアワビ漁やアシカ猟を行うのは相当難しかったであろうと想像される。その点について以下具体的に検討しておきたい。

### 1. 魚介の加工方法から浮んでくる問題点

現代の漁業では、冷蔵・冷凍設備の完備した漁船や運搬船・航空機などを使うので、どんなに遠洋で操業しても獲った魚介類の鮮度低下を心配する必要はほとんどない。そのため忘れがちになるが、江戸時代の漁業では漁で獲った魚介類を生のまま遠方に運び販売することはほとんどなかったし、何よりも出来なかった。

したがって水揚げされた魚介類のほとんどが、船上や漁村の浜先、近くの作業小屋等で「塩する」「干す」「煮る」「焼く」などの方法によって加工され、日持ちをよくする工夫がなされていたのである。ここでは「竹島」の特産物であったアワビとアシカの加工処理という観点から、「松島」単独での渡海とその利用があり得たかどうかを検討しておこう。

「竹島」産アワビの加工品には、串アワビ、丸干しアワビ、腸漬アワビ、アワビの腸の